

議第88号

草刈作業による車両の損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について

草刈作業による車両の損傷事故について、次のとおり和解及び損害賠償の額を決定する。

損害賠償の額	945,461円
和解及び損害賠償の相手方	(略)
事故の発生日及び発生場所	令和6年7月10日 午前10時ごろ 三島市市山新田159番26 三島市立坂小学校職員用駐車場
事故の概要	坂小学校 (略) が、刈払い機を使用して上記事故発生場所付近で草刈作業をしていた際、刈払い機ではねた石が駐車していた相手方車両のリアガラス、バックドア等に当たり、当該ガラスを割ったほか、バックドア等の外装にも損傷を与えたもの

令和6年9月5日提出

三島市長 豊岡 武士